中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業入札説明書等　新旧対照表（令和 8 年 11 月 12 日修正）

1. 入札説明書

<table>
<tr><th>頁</th><th>章項番号等</th><th>現行</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>16</td><td>第３/５/（3）</td><td>
<table>
<tr><td>参加申込方法</td><td>入札参加に当たっての代表企業が、競争的対話参加申込書（様式１－４及び様式１－５）に必要事項を記入の上、電子メールに同申込書を添付して提出すること。
電子メールの件名は「(代表企業名・競争的対話申込）中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業」とすること。なお、参加人数は 1 グループにつき 10 名までとする。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>参加申込方法</td><td>入札参加に当たっての代表企業が、競争的対話参加申込書（様式１－４及び様式１－５）に必要事項を記入の上、電子メールに同申込書を添付して提出すること。
電子メールの件名は「(代表企業名・競争的対話申込）中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業」とすること。なお、参加人数は 1 グループにつき 10 名までとする。
なお、公平性に配慮し、競争的対話に参加する者は、他の参加グループの一員として競争的対話に参加することはできないものとする。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>25</td><td>第４/１/（2）</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>市</th><th>事業者</th></tr>
<tr><td>共通</td><td>物価変動</td><td>施設供用開始後のインフレ・デフレ
（一定範囲の物価変動は事業者が負う）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>市</th><th>事業者</th></tr>
<tr><td>共通</td><td>物価変動</td><td>施設供用開始後のインフレ・デフレ
（「指定管理料スライド制度の手引」に基づき対応する。）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>26</td><td>第４/１/（2）</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>市</th><th>事業者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">開　業　準備・維持管理・運営</td><td rowspan="2">施設瑕疵リスク</td><td>使用開始後２年以内（ただし、事業者に故意・重過失がある場合は 10 年以内）に、瑕疵が見つかった場合</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>使用開始後３年目以降に、瑕疵が見つかった場合（ただし、経年劣化と認められるものは除く）</td><td>○</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>市</th><th>事業者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">設計・建設・工事監理</td><td rowspan="2">契約不適合リスク</td><td>引渡し後２年以内（設備機器本体等は１年以内、構造耐力上主要な部分等は 10 年以内、故意・重過失の場合は民法の消滅時効内）に、契約不適合が見つかった場合</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>引渡し後３年目以降に、契約不適合が見つかった場合（ただし、経年劣化と認められるものは除く）</td><td>○</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>26</td><td>第４/１/（2）</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>市</th><th>事業者</th></tr>
<tr><td>開　業　準備・維持管理・運営</td><td>利用料金収入</td><td>市の帰責事由による事業内容、用途変更等に起因する収入に関するもの</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>上記以外の事由に関するもの</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>市</th><th>事業者</th></tr>
<tr><td>開　業　準備・維持管理・運営</td><td>利用料金収入</td><td>市の帰責事由による事業内容、用途変更等に起因する収入に関するもの</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>上記以外の需要の変動による収入の増減に関するもの</td><td>○※1</td><td>○※1</td></tr>
</table>
※１：プロフィットシェア又はロスシェアを適用する。
</td></tr>
</table>

2. 落札者決定基準

頁	章項番号等	現行	修正後
7	第３/２/（2）	イ　入札価格の評価[価格評価点] 価格評価点は、施設整備業務の入札金額と指定管理業務の価格提案額を合計した入札価格に応じて以下の計算方法により算出する。ただし、価格評価点算出の際は、基準額を設けるものとし、基準額未満の入札があった場合は、(ｲ)の計算方法に従い価格評価点を付与する。(ｲ)の計算方法に従う場合、基準額未満の入札価格には満点の 200 点を付与するものとし、複数の応札者の入札価格が基準額未満であった場合も同様に当該応札者の全てに 200 点を付与する。 基準額は、施設整備業務は「広島市建設工事競争入札取扱要綱」、指定管理業務は「広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱」の調査基準価格算定方法に基づき算出し、その合計額とする。なお、価格評価点算出の際は、小数点第３位以下を切り捨て、小数点第２位までを求める。	イ　入札価格の評価[価格評価点] 価格評価点は、施設整備業務の入札金額と指定管理業務の価格提案額を合計した入札価格に応じて以下の計算方法により算出する。ただし、価格評価点算出の際は、基準額を設けるものとし、基準額未満の入札があった場合は、(ｲ)の計算方法に従い価格評価点を付与する。(ｲ)の計算方法に従う場合、基準額未満の入札価格には満点の 200 点を付与するものとし、複数の応札者の入札価格が基準額未満であった場合も同様に当該応札者の全てに 200 点を付与する。 基準額は、施設整備業務は「広島市建設工事競争入札取扱要綱」の調査基準価格基準額、指定管理業務は「広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱」の最低制限価格基準額の算定方法に基づき算出し、その合計額とする。なお、価格評価点算出の際は、小数点第３位以下を切り捨て、小数点第２位までを求める。

3. 要求水準書

頁	章項番号等	現行	修正後
28	第３章/２/（10）	(10)　設計期間中のコスト管理 ・　事業者は、施設整備業務費見積書に基づき、設計期間中におけるコスト管理を行うこと。 ・　事業者は、契約締結から引渡しまで、要求水準の明確な変更が無い限り、技術提案内容を遵守し、施設整備業務費見積書に記載された単価を準用し、契約金額を下回るコスト管理を実施すること。なお、賃金又は物価の変動などにより工事価格の増加が予測される場合は、契約金額を下回るコスト管理を行うための提案を行い、市と協議すること。	(10)　設計期間中のコスト管理 ・　事業者は、施設整備業務の内訳書（様式 3-7）に基づき、設計期間中におけるコスト管理を行うこと。 ・　事業者は、契約締結から引渡しまで、要求水準の明確な変更が無い限り、技術提案内容を遵守し、設計期間中は施設整備業務の内訳書（様式 3-7）に記載された項目別の金額、実施設計完了後は実施設計完了時に事業者が作成し、市の確認を受けた単価表及び金額内訳書を準用し、契約金額を下回るコスト管理を実施すること。なお、賃金又は物価の変動などにより工事価格の増加が予測される場合は、契約金額を下回るコスト管理を行うための提案を行い、市と協議すること。
37	第６章/１/（6）	ウ　計画修繕に関する要求水準を満たすこと。計画修繕は、施設の引き渡し前に、修繕事業計画書に定めた修繕内容を履行していること。なお、事業期間終了後１年間の期間において、事業者に帰すべき問題が発生した場合は、事業者の負担により責任を負うこととする。	ウ　計画修繕に関する要求水準を満たすこと。計画修繕は、施設の引き渡し前に、修繕事業計画書に定めた修繕内容のうち、市と事業者が協議の上、定めた事業者の負担区分に属する修繕（100 万円未満の修繕等）を履行していること。なお、事業期間終了後１年間の期間において、事業者に帰すべき問題が発生した場合は、事業者の負担により責任を負うこととする。
37	第６章/２	２　業務の要求水準 事業者は、整備した施設及び設備機器等について、その性能及び機能を維持する責任を負うものとする。設備機器等に不具合又は故障が発生した場合は、当該機器が設計上想定される耐用年数を経過し寿命に達した場合を除き、事業者の負担により修繕、部品交換又は復旧を行い、要求水準を満たす状態に回復させること。その他については、「中央公園ファミリープールエリア（仮称）指定管理業務仕様書」のとおり	２　業務の要求水準 事業者は、整備した施設及び設備機器等について、その性能及び機能を維持する責任を負うものとする。設備機器等に不具合又は故障が発生した場合は、当該機器が設計上想定される耐用年数を経過し寿命に達した場合を除き、事業者の負担区分に属する修繕につき、修繕、部品交換又は復旧を行い、要求水準を満たす状態に回復させること。その他については、「中央公園ファミリープールエリア（仮称）指定管理業務仕様書」のとおり。

4. 指定管理業務仕様書

<table>
<tr><th>頁</th><th>章項番号等</th><th>現行</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>11</td><td>4</td><td>
<table>
<tr><th>リスクの種類</th><th>広島市</th><th>指定管理者</th></tr>
<tr><td>賃金水準及び物価水準の変動※1</td><td>○</td><td>―</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>リスクの種類</th><th>広島市</th><th>指定管理者</th></tr>
<tr><td>賃金水準及び物価水準の変動※1</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

5. 指定管理業務に関する基本協定書（案）

<table>
<tr><th>頁</th><th>章項番号等</th><th>現行</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>10</td><td>第５２条</td><td>（本業務の範囲外の業務）
第５２条　乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
＜追加＞
２　乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を受けなくてはならない。
３　甲及び乙は、自主事業を実施するに当たって、別途自主事業の実施条件等を定めるものとする。</td><td>（本業務の範囲外の業務）
第５２条　乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
２　乙は、要求水準書等において甲が必須として指定したプール施設内の飲食事業及び中央公園全体のエリアマネジメント業務について必須で実施するものとする。
３　乙は、前項を含む自主事業を実施する場合は、甲に対して計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を受けなくてはならない。
４　甲及び乙は、自主事業を実施するに当たって、別途自主事業の実施条件等を定めるものとする。</td></tr>
<tr><td>24</td><td>別紙６</td><td>
<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">リスク区分</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">補足説明</th></tr>
<tr><th>甲</th><th>乙</th></tr>
<tr><td>共通事項</td><td>社会リスク</td><td>環境問題リスク</td><td>想定外の周辺地域への環境問題（水量減，水質悪化，騒音，臭気等）</td><td>施設等の設置の瑕疵に伴うもの</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td>上記以外</td><td>△</td><td>○</td><td>基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">リスク区分</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">補足説明</th></tr>
<tr><th>甲</th><th>乙</th></tr>
<tr><td>共通事項</td><td>社会リスク</td><td>環境問題リスク</td><td>想定外の周辺地域への環境問題（水量減，水質悪化，騒音，臭気等）</td><td>引渡し後２年以内（設備機器本体等は１年以内、構造耐力上主要な部分等は10年以内、故意・重過失の場合は民法の消滅時効内）に、契約不適合が見つかった場合</td><td>※</td><td>※</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td>引渡し後３年目以降に、契約不適合が見つかった場合（ただし、経年劣化と認められるものは除く）</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td>上記以外</td><td>△</td><td>○</td><td>基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。</td></tr>
</table>
※：甲を経由して設計・建設等請負工事契約書締結者（受注者）の負担とする
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>章項番号等</th><th>現行</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>24</td><td>別紙６</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">リスク区分</th><th colspan="2" rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">補足説明</th></tr>
<tr><th>甲</th><th>乙</th></tr>
<tr><td rowspan="2">共通事項</td><td rowspan="2">需要リスク</td><td rowspan="2">利用者の減少等による収入減</td><td>施設改修等の休館、閉館による利用者の減少</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">リスク区分</th><th colspan="2" rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">補足説明</th></tr>
<tr><th>甲</th><th>乙</th></tr>
<tr><td rowspan="2">共通事項</td><td rowspan="2">需要リスク</td><td rowspan="2">需要の変動による収入の増減</td><td>施設改修等の休館、閉館による利用者の減少</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外の需要の変動による収入の増減</td><td>○</td><td>○</td><td>プロフィットシェア又はロスシェアを適用する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>25</td><td>別紙６</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">リスク区分</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">補足説明</th></tr>
<tr><th>甲</th><th>乙</th></tr>
<tr><td>維持管理業務</td><td>施設瑕疵リスク</td><td>施設等の設置瑕疵に伴うもの</td><td>―</td><td>○</td><td></td></tr>
</table>
―――――――――――――――――――――――――――――――
</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">リスク区分</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">補足説明</th></tr>
<tr><th>甲</th><th>乙</th></tr>
<tr><td rowspan="3">維持管理業務</td><td rowspan="3">施設瑕疵リスク</td><td>引渡し後２年以内（設備機器本体等は１年以内、構造耐力上主要な部分等は10年以内、故意・重過失の場合は民法の消滅時効内）に、契約不適合が見つかった場合</td><td>※</td><td>※</td><td></td></tr>
<tr><td>引渡し後３年目以降に、契約不適合が見つかった場合（ただし、経年劣化と認められるものは除く）</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
</table>
※：甲を経由して設計・建設等請負工事契約書締結者（受注者）の負担とする
</td></tr>
</table>

6. 様式集　提出様式作成要領

<table>
<tr><th>頁</th><th>章項番号等</th><th>現行</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>2</td><td>第１/２/（1）</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>様式</th><th>書類</th></tr>
<tr><td>指定管理業務（維持管理・運営業務）関係</td><td>様式２-24-2</td><td>役員名簿</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>様式</th><th>書類</th></tr>
<tr><td>指定管理業務（維持管理・運営業務）関係</td><td>様式２-23-2</td><td>役員名簿</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>5</td><td>第２/２</td><td>ウ　様式４－１～15については、各様式で１枚以上作成することとし、合計で30ページ以内にて作成すること。（各ページの配分については、事業者の任意とする。）なお、Ａ３判の場合は、Ａ４判２枚分とカウントする。</td><td>ウ　様式４－１～15については、各様式で１枚以上作成することとし、合計で30枚以内にて作成すること。（各様式の枚数配分については、事業者の任意とする。）なお、Ａ３判の場合は、Ａ４判２枚分とカウントする。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>第３</td><td>
<table>
<tr><th>様式</th><th>様式名</th><th>サイズ</th><th>最大枚数</th><th>部数</th><th>配付形式</th></tr>
<tr><td>２－９</td><td>委任状（共同企業体の代表者への委任状）</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－10</td><td>共同企業体協定書</td><td>Ａ４縦長</td><td>１部</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－11</td><td>共同企業体協定書第８条に基づく協定書</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－12</td><td>共同企業体協定書(共同方式を含む)</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－13</td><td>承諾書</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－14</td><td>委任状（共同企業体の各構成員用）</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－15</td><td>一般競争入札参加資格確認申請書(施設整備業務)</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－16</td><td>施工実績調書</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－17</td><td>業務実績調書</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－18</td><td>配置予定技術者の体制</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td></td><td>＜追加＞</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>３－３</td><td>表紙・目次</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>16部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>３－11</td><td>利用料金額</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>16部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>４－１</td><td>事業計画（表紙・目次）</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>16部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>４－２</td><td>事業目的に関する認識・コンセプト等</td><td>Ａ４縦長
又はＡ３
横長</td><td>1枚以上</td><td>16部</td><td>Word</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>様式</th><th>様式名</th><th>サイズ</th><th>最大枚数</th><th>部数</th><th>配付形式</th></tr>
<tr><td>２－９</td><td>委任状（共同企業体の代表者への委任状）</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－10-1</td><td>共同企業体協定書</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－10-2</td><td>共同企業体協定書第８条に基づく協定書</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－11</td><td>共同企業体協定書(共同方式を含む)</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－12</td><td>承諾書</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－13</td><td>委任状（共同企業体の各構成員用）</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－14</td><td>一般競争入札参加資格確認申請書(施設整備業務)</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－15</td><td>施工実績調書</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－16</td><td>業務実績調書</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－17</td><td>配置予定技術者の体制</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>２－18</td><td>配置予定技術者等調書（設計企業・工事監理企業）</td><td>Ａ４縦長</td><td>適宜</td><td>２部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>３－３</td><td>基礎審査に関する提案書類（表紙・目次）</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>16部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>３－11</td><td>利用料金</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>16部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>４－１</td><td>総合審査に関する提案書類（表紙・目次）</td><td>Ａ４縦長</td><td>１枚</td><td>16部</td><td>Word</td></tr>
<tr><td>４－２</td><td>事業目的に対する認識・コンセプト等</td><td>Ａ４縦長
又はＡ３
横長</td><td>1枚以上</td><td>16部</td><td>Word</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

7. 様式集

<table>
<tr><th>様式番号</th><th>現行</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>様式２-10-1
様式２-10-2
様式２-11
様式２-28</td><td>㊞</td><td>印</td></tr>
<tr><td>様式２-14</td><td>（共同企業体構成員）　○○市○○町○丁目○番○号
株式会社○○○○
代表取締役　　○○　○○
<table><tr><td>業者コード</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>認定工種</td><td colspan="3"></td><td>総合評定値</td><td></td></tr><tr><td>許可区分</td><td colspan="5">特定　・　一般</td></tr><tr><td>本店所在地</td><td colspan="5">市内　　県内　　県外</td></tr></table></td><td>（共同企業体構成員）　○○市○○町○丁目○番○号
株式会社○○○○
代表取締役　　○○　○○
<table><tr><td>業者コード</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>認定区分</td><td colspan="5">該当する区分の□に「レ」印又は
■（塗潰し）をすること。
□地質調査　　□測量
□土木関係建設コンサルタント
□建築関係建設コンサルタント
□補償関係コンサルタント</td></tr><tr><td>種目</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>本店所在地</td><td colspan="5">市内　　県内　　県外</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>様式２-14</td><td>添付書類
■経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）【建設企業】
■建築士事務所登録証明書又は登録通知書（写し）【設計企業、工事監理企業】
■施工実績調書及びその確認資料【建設企業】
■業務実績調書及びその確認資料【設計企業、工事監理企業】
■広島市税の納税証明書（写し）【全構成員】（証明年月日が提出時期から３か月前の日以降のもの。）
※広島市に納税義務がない場合は、所定の申立書（様式２－27）
■消費税及び地方消費税の納税証明書　（写し）【全構成員】（証明年月日が提出時期から３か月前の日以降のもの。）
■共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び添付書類【全構成員】
■配置予定技術者等の体制【全構成員】
■配置予定技術者等調書及びその確認資料【設計企業、工事監理企業】
■配置予定技術者等調書（工事）及びその確認資料【建設企業】
■施工実績調書及びその確認資料【建設企業】
■業務実績調書及びその確認資料【設計企業、工事監理企業】
■共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び添付書類【全構成員】
■社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類（適用を受けない書類も含む。）【建設企業】
□その他（　　）</td><td>添付書類
■経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）【建設企業】
■建築士事務所登録証明書又は登録通知書（写し）【設計企業、工事監理企業】
■施工実績調書及びその確認資料【建設企業】
■業務実績調書及びその確認資料【設計企業、工事監理企業】
■広島市税の納税証明書（写し）【全構成員】（証明年月日が提出時期から３か月前の日以降のもの。）
※広島市に納税義務がない場合は、所定の申立書（様式２－27）
■消費税及び地方消費税の納税証明書　（写し）【全構成員】（証明年月日が提出時期から３か月前の日以降のもの。）
■共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び添付書類【全構成員】
■配置予定技術者等の体制【全構成員】
■配置予定技術者等調書及びその確認資料【設計企業、工事監理企業】
■配置予定技術者等調書（工事）及びその確認資料【建設企業】
＜削除＞
＜削除＞
＜削除＞
■社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類（適用を受けない書類も含む。）【建設企業】
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>様式２-17</td><td>※３　すべての配置予定技術者等について、所属先との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。</td><td>※３　上記の配置予定技術者等（担当技術者を除く。）について、所属先との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>様式番号</th><th>現行</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>様式３-２</td><td>※２　様式３－12の金額（見積額合計欄の中計）を記入してください。ただし、自主事業専用施設を整備する場合は、自主事業専用施設整備費を含まない金額としてください。

※３　様式３－16の金額（指定管理料提案額欄の合計）から税抜き価格にして記入してください。</td><td>※２　様式３－７の金額（見積額合計欄の中計）を以下の方法により記入してください。ただし、自主事業専用施設を整備する場合は、自主事業専用施設整備費を含まない金額としてください。
・設計業務費は設計業務費（A）
・建設業務費は建設業務費（D）
・工事監理業務費は工事監理業務費（B）
・設備・備品調達業務費は什器備品調達設置業務費（E）
・解体・撤去業務費（C）は建設業務費に含めて記入してください
・その他の初期投資費（F）は、初期投資が必要な業務に含めて記入してください
※３　様式３－９の提案額（指定管理料）欄の合計額（収入欄の「２　指定管理料」の合計額と一致するもの）を税抜き価格にして記入してください。</td></tr>
<tr><td>様式３-５</td><td>・事業期間（設計・建設等請負契約締結の翌日～令和35年3月）
・指定管理業務期間（令和14年4月～令和35年3月）
・備考　１　設計・建設等請負契約締結の翌日～令和35年3月までのスケジュールを作成すること。（縮尺は適宜）
・<table><tr><th colspan="3">令和 35 年</th></tr><tr><td>１月</td><td>２月</td><td>３月</td></tr></table></td><td>・事業期間（事業契約締結日～令和34年3月）
・指定管理業務期間（令和14年4月～令和34年3月）
・備考　１　事業契約締結日～令和34年3月までのスケジュールを作成すること。（縮尺は適宜）
・<table><tr><th colspan="3">令和 34 年</th></tr><tr><td>１月</td><td>２月</td><td>３月</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>様式３-７</td><td>※３　物価変動は見込まず、公募時点の価格で算定すること。
※４　合計（税抜）の合計欄の金額は、様式 3-1（入札書）の入札価格のうち、施設整備業務（設計・建設業務等）に係る金額と一致させること。</td><td>※３　事業契約締結（令和9年10月予定）までの物価変動を見込むこと。
※４　合計（税抜）の合計欄の金額は、様式 3-1（入札書）の入札金額のうち、施設整備業務（設計・建設業務等）に係る金額と一致させること。</td></tr>
<tr><td>様式３-11</td><td><table><tr><th>３　指定管理業務（維持管理・運営）に関する提出書類</th></tr><tr><td>①　利用金額（Ａ４縦長　１枚以内）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>３　指定管理業務（維持管理・運営）に関する提出書類</th></tr><tr><td>①　利用料金（Ａ４縦長　１枚以内）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>様式３-14</td><td>※１　提案書図面一覧（様式３－13）の大きさをＡ３横長に変更して表紙とすること。</td><td>※１　提案書図面一覧（様式３－14）の大きさをＡ３横長に変更して提出すること。</td></tr>
<tr><td>様式４-２</td><td>（注）本様式を含む総合審査提案書の各様式共通事項
・　＜省略＞
・　＜省略＞
・　各様式に対して１枚以上は作成する形とし、最大枚数は 30 枚とするため、残りページの配分については事業者の判断とする。（※Ａ３判で作成の場合は、Ａ４－２枚分にてカウントする形とする。）</td><td>（注）本様式を含む総合審査提案書の各様式共通事項
・　＜省略＞
・　＜省略＞
・　各様式に対して１枚以上は作成する形とし、最大枚数は 30 枚とするため、各様式の枚数配分については事業者の判断とする。（※Ａ３判で作成の場合は、Ａ４判２枚分にてカウントする形とする。）</td></tr>
<tr><td>様式４-６</td><td><table><tr><th>２　設計・建設に関する提案</th></tr><tr><td>①　設計・建設の全体方針　（Ａ４縦長又はＡ３横長　１枚以内）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>２　設計・建設に関する提案</th></tr><tr><td>①　設計・建設の全体方針　（Ａ４縦長又はＡ３横長　１枚以上）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>様式４-17</td><td><table><tr><td>ａ　法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数</td><td>人</td></tr><tr><td>ｂ　法定雇用障害者数（ａ×〇.〇%）（小数点以下は切り捨て）</td><td>人</td></tr><tr><td>ｃ　障害者雇用数</td><td>人</td></tr><tr><td>ｄ　実雇用数（ｃ÷ａ×100）</td><td>%</td></tr><tr><td>ｅ　障害者不足数（ｂ－ｃ）</td><td>人</td></tr></table></td><td><table><tr><td>ａ　法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数</td><td>人</td></tr><tr><td>ｂ　法定雇用障害者数（ａ×〇.〇%）（小数点以下は切り捨て）</td><td>人</td></tr><tr><td>ｃ　障害者雇用数</td><td>人</td></tr><tr><td>ｄ　実雇用率（ｃ÷ａ×100）</td><td>%</td></tr><tr><td>ｅ　障害者不足数（ｂ－ｃ）</td><td>人</td></tr></table></td></tr>
</table>